

環技審第15号  
令和2年8月21日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

宮城県環境影響評価技術審査会  
会長 平野勝也



(仮称)六角牧場風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について(答申)  
令和2年7月31日付け環対第207号で諮問のありましたことについては、別紙の  
とおりです。



# (仮称) 六角牧場風力発電事業 計画段階環境配慮書に係る答申

## 1 全般的事項

- (1) 本事業は、事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）に最大24基の風力発電機を設置することとしているが、それに対する想定区域面積が十分に大きくないため、位置・規模又は配置・構造（以下「配置等」という。）の複数案とみなすことのできる規模となっておらず、環境影響評価の趣旨から逸脱している。このことから、後述する事項も踏まえて、本事業計画を更に検討する場合、最大24基としている風力発電機の基数を抜本的に見直した上で、想定区域の絞り込みを行うこと。また、その過程を方法書に記載すること。
- (2) 本事業の想定区域及びその周辺には、宮城県を代表する複数の観光地が存在し、景観に対する影響を回避又は十分に低減できず、深刻な影響を与える可能性が極めて高い。また、想定区域は、ほぼ全域が特定植物群落の存在する範囲であるとともに、一部に学術上重要な地形が含まれるほか、天然記念物のガン類の重要な渡りの経路上にあると想定される。
- これらのことから、事業の実施による重大な環境影響を回避又は十分に低減できるよう、風力発電機の基数及び配置等の抜本的な見直しを行い、想定区域の適切な絞り込みを行うこと。その上で、重大な環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、ゼロオプションも含めて、事業計画の見直しを行うこと。
- (3) 本事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業等については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の配置等を検討すること。
- (4) 想定区域の絞り込みに当たっては、風力発電設備等の配置等及び稼働並びに植生改変や人工緑地造成などによる動植物への影響や温室効果ガスの排出等、全体としての環境負荷の低減に最大限配慮すること。
- (5) 想定区域周辺の住民、地元自治体及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供すること。また、想定区域周辺が「持続可能な水田農業を支える大崎耕土の伝統的な水管理システム」について世界農業遺産として認定され、アクションプランの策定・推進が図られている地域であること、風力発電機の設置によって周辺の温泉街からの眺望景観に重大な影響を与えることを踏まえて、この影響を適切に調査、予測及び評価し、住民、地元自治体及び地元観光業界並びに来訪者から、その影響について十分意見を聴取し、理解を得た上で、事業を進めること。また、これらに関する意見聴取範囲及び手法等を方法書に記載すること。

## 2 個別的事項

### (1) 水質

想定区域の一部及びその周辺は、水道水源特定保全地域（北上川流域）に指定されていることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、水環境への影響を調査及び予測し、重大な影響の有無を評価した上で、方法書を作成すること。

### (2) 地形及び地質

イ 想定区域内には日本の典型地形（カルデラ及び火碎流台地）に該当する地域が含まれる。この地形は、環境アセスメントに資する等の目的で国土地理院が調査・選定した学術上重要な地形であることを認識した上で、事業実施による影響を調査・予測及び評価し、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、それらの地域及び周辺を想定区域から除外すること。

ロ 土砂流出・崩壊防備保安林を想定区域から除外すること。また、想定区域周辺に存在する砂防指定地の上流域が想定区域に含まれるため、事業実施による影響を調査、予測及び評価し、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、想定区域から除外すること。

### (3) 動物

イ 想定区域上に大型の水鳥や小鳥などの渡り鳥の渡りルートが存在する可能性があることから、環境アセスメントデータベースの鳥類センシティビティマップや地元情報等を用いて、渡りルートや飛翔高度等を把握した上で、夜間調査を含む適切な調査手法を設定すること。

ロ 想定区域内には、稀少な昆虫が生息している可能性が高いことから、方法書においては、両生類だけでなく、稀少な昆虫の生息も前提とした調査手法を設定すること。

ハ 地表性の動物については、適切な調査手法を設定し、生息する種を把握すること。また、事業計画の具体化に当たっては、資材の輸送路等の新設や拡幅等の土地の改変による地表性の動物への影響に配慮すること。

### (4) 植物

想定区域のほぼ全域が特定植物群落「六角のススキ群落」の存在する範囲である。当該群落は、宮城県の稀少な植物群落としても選定されており、典型的な草原植生を知る上でも重要な群落とされている。現植生が牧草地、樹林等になっている場合も、草原性の植物及びその種子等が残存している可能性が高く、土地の改変により重大な影響を受けることが想定される。これらのことと踏まえ、事業実施による影響を適切に調査・予測及び評価し、回避又は十分に低減すること。

## (5) 景観

イ 本事業は、宮城県を代表する複数の観光地に対して、深刻な景観的影響が想定される事業であり、その実施にあたっては極めて慎重な対応が求められることから、主要な眺望点について、以下の通り大幅に追加し、影響を回避すること。

- (イ) すべての鳴子温泉郷（鳴子、東鳴子、川渡、中山平、鬼首）の各地区において、影響が大きいと思われる眺望点を各地区2か所以上
- (ロ) 鳴子峡や有備館といった名勝・史跡の全て、オニコウベスキ一場等多くの人々が訪れる場所
- (ハ) 一般国道47号及び想定区域周辺住宅地・別荘地等、観光客や地元住民の利用頻度の高い場所

ロ 風車が垂直視野角1度以上で視認される範囲に前述の宮城県を代表する観光地が数多く含まれている。この「垂直視野角1度」というのは、鉄塔の景観評価に用いられる基準であり、風車と鉄塔の構造の違い、風車の稼働による強い誘目性も考慮すると過小評価となる基準である。つまり、本事業は鉄塔であっても景観的影響が出る箇所に対して、より影響の大きい風車を設置するものであり、深刻な影響が想定される。加えて、本事業の想定区域は狭小かつ平坦であるため、現計画を前提とした事業規模では、景観に対する影響の回避は不可能であることが想定される。これらのことから、風力発電機の基数及び配置等の抜本的な見直しを行うこと。その上で、影響を回避できない場合は、ゼロオプションも含めて、事業計画の見直しを行うこと。

## (6) 人と自然との触れあいの活動の場

想定区域周辺にある東北大学川渡共同セミナーセンター及び東北大学大学院農学研究科附属複合生態フィールド教育研究センター等、静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する風車の音の影響について、適切に調査、予測及び評価し、その影響を回避又は十分に低減すること。

## (7) 放射線の量

イ 事業の実施に係る新たなホットスポットの形成や放射性物質の飛散・流出等による水環境・土壤・山菜、キノコ等の農産物への影響を調査、予測及び評価すること。

ロ 土壤の放射性物質濃度の調査方法は、すべての風力発電設備の設置予定箇所及び新設又は拡幅する道路20メートル毎に、表面1センチメートル以内から検体を採取した上で、測定を行うこと。